

# 虐待防止に関する指針

---

令和5年12月15日

沼田市社会福祉協議会

居宅介護支援事業所  
デイサービスしらさわ  
訪問介護事業所

## 第1 虐待防止における指針作成の目的

社会福祉法人沼田市社会福祉協議会（以下、当会とする。）は、高齢者虐待防止法（平成17年法律第124号）・障害者虐待防止法（平成23年法律第79号）の趣旨を理解し、利用者の人権を守り安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法及び介護保険法、障害者総合支援法等の関係法令をふまえ、サービス事業所および法人全体で「虐待防止・早期発見」に取り組むため本指針を作成する。

## 第2 虐待防止に関する基本的考え方

- ・人権を尊重し、下記の虐待の定義内容および関連する不適切なケアを行わないこととする。
- ・虐待防止のための取り組みは人権を守るための取り組みだと理解し、その前段階に存在すると思われる「不適切なケア」を行わないように、学び、理解を深め、自覚し、利用者の人権を尊重する『適切なケア』ができる環境を整えることを基本理念とする。
- ・虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応に努め、すべての職員はこれらを認識し、本指針を順守して地域福祉の増進に努めるものとする。

### 【虐待の定義】

虐待とは次のいずれかに該当する行為をいう。

- ① 身体的虐待  
利用者の身体に外傷を生じ、もしくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待  
利用者にわいせつな行為をすること。または利用者にわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待  
利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 介護放棄(ネグレクト)  
利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前掲①から③に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待  
利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

### 第3 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

#### 1. 虐待防止委員会の設置

当法人では、虐待発生防止に向けて多種多様な事例の検討及び多角視点からの対策を図るために法人内事業所が連携し、「虐待防止委員会」(以下、「委員会」とする。)を一体的に設置する。

委員会は年1回以上開催するものとし、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議とも一体的に行う場合がある。会議の実施にあたっては、Zoom等オンライン会議システムを用いる場合がある。

#### 2. 虐待防止委員会の構成員とその役割

虐待防止委員会は、支所長、係長、各事業所の管理者等で構成する。なお、必要に応じて利用者やその家族、専門的知見を有する第三者等の助言を得る。

委員会の委員長は支所長、総括代理として介護係長、事業所責任者は各事業所の管理者とする。

また、各事業所には虐待防止に関する責任者及び担当者を設置する。

虐待防止委員会の協議事項は以下のとおりとする

- ① 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備及び職員への周知に関すること
- ② 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること
- ③ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
- ④ 虐待が発生した場合に、その対応に関すること
- ⑤ 虐待の原因分析と、再発防止策に関すること

#### **第 4 虐待防止のための指針の整備に関する事項**

委員会は、本指針や各種様式の作成及びその内容に変更、追加が生じたときは、速やかに修正や作成を行う。

#### **第 5 虐待防止のための職員研修の内容に関する事項**

- ① 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的な内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所の虐待防止の徹底を図るものとする。

具体的には、次のプログラムにより実施する。

- (1) 高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の基本的考え方の理解
  - (2) 権利擁護事業／成年後見制度の理解
  - (3) 虐待の種類と発生リスクの事前理解
  - (4) 早期発見・事実確認と報告等の手順
  - (5) 発生した場合の改善策
- ② 年 1 回以上の虐待防止等に関する教育を行うための研修を実施することとする。また、新規採用時には別途に虐待防止のための研修の実施を実施することとする。
  - ③ 虐待防止・権利擁護に関する研修等外部研修の活用
  - ④ 研修の実施内容の記録(様式 1)  
研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保管する

#### **第 6 虐待等について職員が相談・報告できる体制整備に関する事項**

委員会は、環境を整えるために以下の内容について適切に実施する。

- ① 虐待が起こりやすい環境の確認と改善に向けた検討を行う。

(様式 2 各様式)

- ② 虐待等発見時の緊急性判断基準、フロー図に基づき対応する。(虐待対応マニュアル、様式 3)
- ③ ストレス要因が高い労働条件の確認と必要な改善を行う。

## **第 7 虐待を把握した場合の対応方法事項**

虐待を把握した者は、以下の手順に従い適切に報告を行う。

- ① 虐待、またはその疑い（以下「虐待等」という。）が発生した場合は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認を行う。（様式 2）
- ② 虐待等を発見、または申請、通報を受けた職員は、管理者または直属の上司に速やかに報告する。利用者の安全・安心の確保を最優先に努め、虐待通報等連絡書(様式 4)を記入し、虐待防止専任担当者に報告する。
- ④ 事業従事者を所以とする虐待の発生時は、事業所責任者は行政担当部局への報告を行うとともに、家族に誠意を持って謝罪し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨を伝える。また、受診が必要な場合は速やかに対応する。
- ⑤ 虐待について、行政担当部局の調査が行われる場合は、事業所責任者及び虐待防止担当者が対応する。

## **第 8 虐待等が発生した場合その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事項**

虐待等が発生した時には以下の手順に従い、発生防止策を検討し確実に実施する。

- ① 虐待防止専任担当者は虐待の発生ごとに虐待の実態、経緯、背景等を調査し、事業所内で検討した発生防止策を虐待通報受付・経過記録書(様式 5)に記入する。
- ② 事業所責任者は委員会において、虐待の発生ごとに調査内容、再発防止策について報告を行う。
- ③ 委員会は、報告された調査内容及び再発防止策が不十分な場合は、再調査または再検討を事業所責任者に指示する。
- ④ 事業所責任者は委員会で確認された再発防止策などの説明を改善結果報告書(様式 6)により通報者及び虐待を受けた利用者に行い、虐待解決

話し合い結果記録書(様式 7)に記録する。

⑤ 虐待について法人として対応が必要な場合は、上記の手順を経ずに委員会が主導して対応する。

⑥ 事業所責任者は、委員会で承認された虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を家族及び行政担当部局に報告する。

### **第 9 再発防止策を講じた際にその効果について評価に関する事項**

委員会は、再発防止策を講じる際に以下の内容について適切に実施し、今後の再発防止対策に繋げる。

① 虐待等が発生した場合、その発生状況・原因等の分析から結果を取りまとめ、再発防止策を検討し、その再発防止策を実施する。

② 事例や分析結果、その他掲示物などを作成、掲示することで職員に対し周知を図る。

③ 再発防止策実施後の評価を行い、その内容を検証する。

### **第 10 成年後見制度の利用支援に関する事項**

当法人は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々の権利擁護が図られるよう、親族および関係各所等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援するものとする。

### **第 11 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項**

当法人は、社会福祉法第 82 条に基づき、苦情受付窓口を設置し誠意をもって対応する。苦情の受付や解決に向けた話し合いの方法等については当法人が定める福祉サービス苦情解決規定のとおりとする。

### **第 12 利用者に対する当該指針の閲覧に関する事項**

当該指針については、だれでも閲覧できるよう事業所に据え置くものとする。

### **第 13 その他虐待防止の推進のために必要な事項**

職員研修に関する事項に示されている研修以外にも関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

#### **第 14 附則**

この指針は、令和 5 年 1 2 月 1 5 日から施行する。